

三陸公民館使用料減免基準（令和6年4月1日より運用）		
減免理由	減免率	
	施設使用料	加算使用料
(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び当該障害者の介護を行う者が使用するとき又は障害者の福祉の増進に資するために使用するとき	100%	100%
(2) 公共又は公益のために使用するとき （公共公益のために活動する行政組織外の団体）	100%	100%
(2) 公共又は公益のために使用するとき （住民の自治組織の活動、選挙管理委員会が許可した個人演説会）	100%	0%
(3) 国又は地方公共団体が使用するとき	100%	100%
(4) 教育委員会又は教育機関と共催して社会教育活動のために使用するとき	100%	0%
(5) 社会教育関係団体が使用するとき	100%	0%
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき	適用には中央公民館との協議を要する。 なお、減免比率は(1)～(5)の中から活動が類似するものを適用する。	